

富田林市子ども家庭支援員（非常勤職員（会計年度任用職員））採用資格試験実施要領 (令和8年度採用)

1. 募集職種、募集人数及び受験資格

- (1) 募集職種 子ども家庭支援員
- (2) 募集人数 1名
- (3) 受験資格

普通自動車免許を有し、①から③いずれかの条件を満たす人

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士、臨床心理士、公認心理師、教育職員免許法に規定する普通免許状のいずれかの資格又は児童福祉司任用資格を有し、保有する資格を活用した業務に1年以上従事した人。(令和8年9月1日現在)
- ② こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する人。
- ③ 社会福祉主事の資格を有し、2年以上児童福祉業務に従事した人。

次のいずれか一つに該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・令和8年12月25日施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪歴の事実がない人

2. 試験

- (1) 選考方法 書類審査および面接試験
- (2) 面接試験

① 試験日

申し込み後に調整を行い、後日お知らせします。(相談可)

② 試験会場

富田林市役所4階 こども未来部 子育て応援課

③ 持参するもの

受験票、黒のボールペン

- (3) 結果発表

試験日から2週間以内に、合否に関わらず郵送にて通知します。

3. 受験手続

申込書類を持参し、申し込んでください。 ※郵送での受付はいたしません。

- (1) 申込期間：令和8年9月10日（木）から令和8年10月9日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く）

※申込期間終了後、募集人数に満たない場合は申込を継続する予定です。

※申込を継続する場合は、申込期間 毎月10日までの開庁日。

(採用者が決まり次第、募集を終了します。)

- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで

- (3) 申込場所：富田林市役所4階 こども未来部 子育て応援課

(4) 申込に必要な書類

- ・採用資格試験申込書（写真貼付・所定の事項を記入。裏面も忘れずに記入してください。）
- ・作文（内容：400字詰め横書きの原稿用紙2枚程度。テーマの記載不要、1行目に氏名記載すること。）
テーマ：「児童虐待を受けた子どもやその保護者の支援において、私が大切だと考えること、また留意すべきこと」
- ・受験票（受験番号以外を記入）
- ・資格をお持ちの方は、資格証明書（社会福祉士登録証等の写し）の写し

4. 採用

(1) 採用資格者名簿への登載

合格者は、採用資格者名簿に高得点順に登載され、必要に応じて採用される資格が与えられます。
名簿登載期間は、令和9年3月31日までです。

(2) 採用

採用資格者名簿上位から採用します。

(3) 受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

5. 勤務形態

(1) 任用期間：令和8年11月以降から令和9年3月31日

※希望される場合は、勤務成績などにより再度の任用の手続きが可能です。但し、必要業務量がない場合には、希望いただいても任用はできません。

(2) 勤務場所：富田林市役所4階 こども未来部 子育て応援課

(3) 報酬：本市の規定に基づき支給します。

【令和7年度支給実績】 月額 251,300円

※1 一時金（4.65カ月分）支給有り。

但し、新年度新規採用又は年度途中新規採用の場合、割合調整があります。

※2 昇給有り（上限有り）。

※3 別途本市の規定による交通費支給有り。

(4) 勤務時間等（予定）

①勤務日：週5日勤務 土曜日・日曜日・祝日は原則としてお休みです。

②勤務時間：午前9時～午後5時15分（休憩時間は正午から12時45分まで）

(5) 勤務内容

- ・18歳までの子育て不安や悩みに関する相談支援、児童虐待対応、要保護児童等に関する相談や養育指導等の業務
- ・合同ケース会議への参加やサポートプラン作成等のこども・子育て応援センター業務
- ・児童虐待通告への対応（調査・安全確認・指導）業務
- ・児童相談所、保育所、学校等の関係機関との連絡調整
- ・家庭児童相談業務に伴うケース記録作成等の事務業務

(6) 休暇

本市の規定に基づき年次有給休暇を付与します。

(7) 保険等

健康保険（介護保険含む）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入。

6. その他

- (1) 申込書類は、返却いたしません。
- (2) 申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。
- (3) 申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。
- (4) 受験票記載の「受験上の注意事項」「会場付近図」をよく読んでおいてください。
- (5) 令和8年12月25日施行予定の「こども性暴力防止法」に基づき、こどもと接する業務に従事していただく都合上、「特定性犯罪事実」の有無を確認させていただきます。なお、経歴等の詐称が判明した場合には、採用の取り消しや処分対象となる場合があります。

7. 問い合わせ先

富田林市役所 こども未来部 子育て応援課 0721-25-1000 （内線279）